

次期最終処分場施設整備構想策定業務委託  
報 告 書  
【候補地選定編】

令和3年10月

蒲 郡 市  
八千代エンジニアリング株式会社

## < 目 次 >

第1章 基本的条件・事項の確認及び整理	1
1.1 候補地選定手法及び流れの整理	1
第2章 立地可能区域の明確化	2
2.1 法規制等の整理	2
2.2 立地回避区域とする法規制等	3
2.3 立地可能区域の明確化	4
第3章 候補地の抽出	7
3.1 面積要件及び地形・その他立地条件	7
3.2 令和2年度候補地との比較・検証	8
3.3 候補地の抽出	12
第4章 候補地の評価	16
4.1 評価項目	16
4.2 候補地の評価方法	18
第5章 最終候補地の選定	21
5.1 評価結果	21
5.2 総合的な評価	21
5.3 留意点	22

# 第1章 基本的条件・事項の確認及び整理

## 1.1 候補地選定手法及び流れの整理

本検討では、最終処分場施設整備候補地の選定にあたり、環境省が市町村等の行う廃棄物処理施設建設工事に対して、技術的な支援として策定した「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き（最終処分場）」に示されている最終処分場に関する設計・計画等の事例においても準拠する公益財団法人全国都市清掃会議発刊の「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（以下、設計要領）」や過去の事例等で整理した法規制等との照合により立地可能区域を抽出し、立地可能区域における面積や地形・立地条件等を踏まえ候補地を抽出する。

なお、その際、令和2年度に市が行った候補地選定の内容との比較・検証をあわせて行うこととし、抽出された候補地を設計要領に準拠し、入手可能な情報等を踏まえ決定した評価項目により総合的に評価し最終候補地を決定する。最終候補地決定までのフローを

図 1-1に示す。

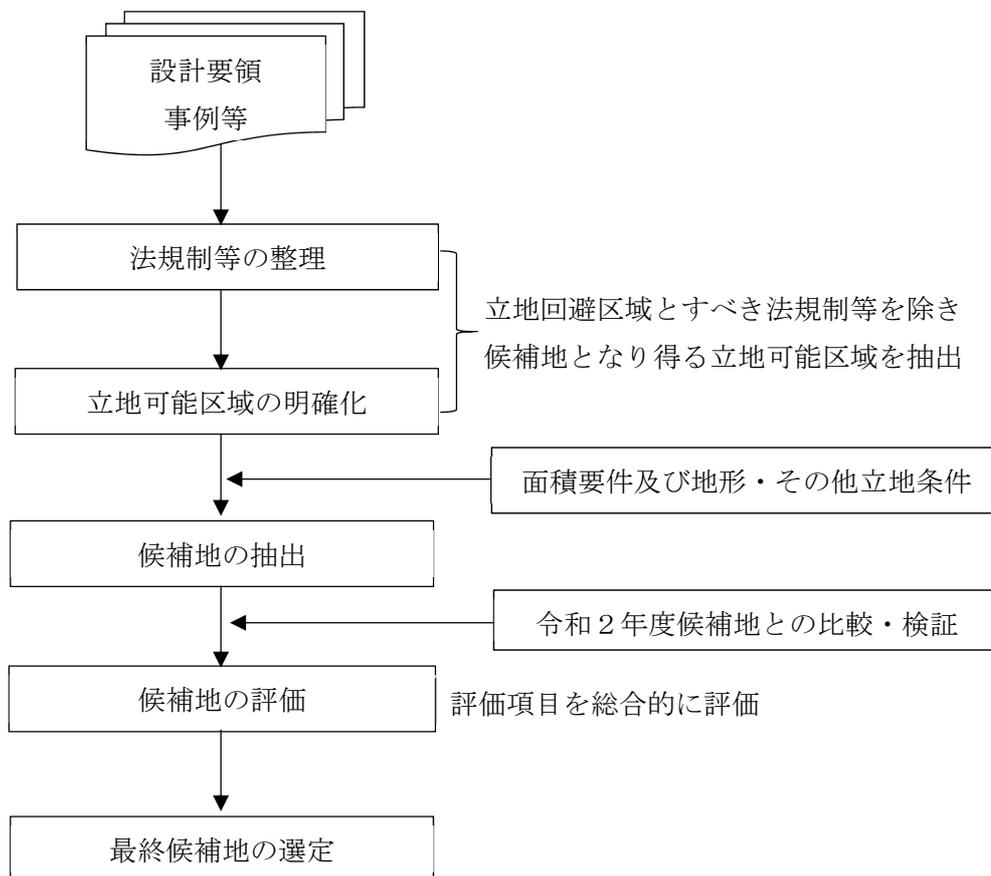


図 1-1 最終候補地決定までのフロー

## 第2章 立地可能区域の明確化

立地可能区域を明確化するために、法規制等を整理したうえで、最終処分場の立地が困難な立地回避区域を明確化する。

### 2.1 法規制等の整理

設計要領(p47)において示されている法規制についてを照合し、表 2-1に示す。また、設計要領の他に、過去候補地選定事例で考慮されることが多い法規制等についても同表の中に整理した。

なお、整理する上で検討したポイントを表 2-1以降に示す。

表 2-1 立地回避区域の整理

大区分	地域区分	用地区分	法律名	ランク※	市該当状況	立地回避区域に指定(○)	
土地利用	都市区域	市街化区域	都市計画法	A	あり	○	
		市街化調整区域	都市計画法	A	あり	-	
		用途地域	都市計画法	A	あり	-	
		景観地区	都市計画法	A	あり	-	
		風致地区	都市計画法	A	なし	-	
		特別緑地保全地区	都市緑地法	B	なし	-	
		歴史的風土特別保存地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別処置法	C	なし	-	
		生産緑地地区	生産緑地法	A	なし	-	
	農業地域	農地・採草放牧地	農地法	農業振興地域の整備に関する法律	A	あり	○ (一部対象・抽出後確認)
					B	あり	○
		農地法 その他	A	あり	-		
			A	なし	-		
	森林	国有林	森林法	C	なし	-	
		民有林	森林法	B	あり	-	
		保安林	森林法	C	あり	○	
	自然環境	自然公園	国立及び国定公園	自然公園法	C	あり	○
都道府県立公園			自然公園法	B	なし	-	
都市公園			都市公園法	B	あり	○	
自然環境		特別緑地保全地区	都市緑地法	B	なし	-	
		近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	A	なし	-	
		原生自然環境保全地域	自然環境保全法	C	なし	-	
		鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	C	あり	○	
保存樹林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	C	あり	○ (抽出後確認)			
防災面	河川区域	河川法	B	あり	○		
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	B	なし	-		
	砂防指定地区	砂防法	B	あり	○		
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	B	あり	○		
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規正法	B	なし	-		
	洪水浸水想定区域	-	-	あり	○		
	津波浸水想定区域	-	-	あり	○		
	液化化危険度が高い箇所	-	-	あり	○		
	活断層	-	-	あり	○		
その他	水源保護地域	-	なし	-			
※ランク	詳細			容易性			
A	・開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能 ・最終処分場建設の場合は規制が適用されないものもある。			庁内や市内レベルの協議で建設事業を進めることが可能(容易性：高)			
B	・開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要する。 ・国の許可を要するが手続きが比較的穏やか。			当該機関との協議が必要であり、許可が下りず法規制の解除ができないものもある。(容易性：中)			
C	・国の許可を要する。			国立公園等の法規制が対象となり、許可や法規制の解除が現実的に不可能なもの。(容易性：低)			

■ 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010改訂版p47)

■ 他事例で立地回避区域とされている法規制等

## 2.1.1 立地回避区域とする法規制等

### (1) 法規制

ランクがBまたはCである法規制については都道府県知事や国の許可を要するため立地回避区域とする。

市街化区域については、要領でランクがAとされているが、市街地を形成している区域及び計画的に市街化を図る区域として定められており、建築物が密集しているため容量の確保が困難であるため立地回避区域とする。

農用地区域以外の農業振興地域及び農業振興地域外の農地については農業振興地域制度の開発規制に適用はされないが、農地法による農地の転用許可が必要となり、甲種農地、第1種農地である場合、原則転用不許可となるため、甲種農地、第1種農地に処分場の建設は避けることが望ましい。また、農用地区域内の開発行為については、都道府県知事の許可が必要となるため、農用地区域はランクBに相当するため立地回避区域とする。

### (2) 他事例より立地回避区域とすべき法規制等

#### 【浸水想定及び液状化】

蒲郡市においては、水源保護地域及びそれに類似した規制区域等はないが、「蒲郡市洪水・土砂災害ハザードマップ」に、落合川・西田川の浸水予想がされており、「蒲郡市ハザードマップ」には、津波浸水予想地域及び液状化危険度が高い箇所が記載されているため、それらのエリアは防災の観点から立地回避区域とする。

#### 【活断層】

蒲郡市においては、市内西部に深溝（ふこうず）断層が該当しているため、原子力関連施設、ダム、石油・ガス貯蔵施設やトンネル施設等に対して指針や基準が定められている活断層及び活断層付近は配慮が必要である。

## 2.1.2 立地回避区域としない法規制

民有林（地域森林計画対象民有林）については林地開発許可制度により、自治体の場合は林地開発に関する届出を行うことで、建設が可能であるため、立地回避区域としない。

## 2.1.3 抽出後確認する法規制等

史跡・名勝・天然記念物、農地の内甲種農地、第1種農地、保存樹林については、筆の確認等詳細な調査を必要とするため、抽出した候補地において、確認を行う方針である。

## 2.2 立地回避区域とする法規制等

法規制等については(1) 法規制等のランク及び(2) 法規制等の整理の事項を踏まえ、表 2-2の法規制区域等を立地回避区域とした。

表 2-2 立地回避区域とした法規制区域等

選定区分	法規制区域等
立地回避区域	市街化区域
	農用地区域
	保安林
	国立及び国定公園 特別地域
	都市公園
	鳥獣保護区特別保護地区
	河川区域
	砂防指定地区（砂防区域）
	急傾斜地崩壊危険区域
	洪水浸水想定区域
	津波浸水想定区域
	液状化危険度が高い箇所
	活断層
	抽出後に確認
農地（の内甲種農地、第1種農地）	
保存樹林	

### 2.3 立地可能区域の明確化

表 2-2の法規制区域等を国土地理院地図に展開し、立地回避区域を整理したものを図 2-1に、立地回避区域を単色となるよう統合したものを図 2-2に示す。図 2-2の蒲郡市内において、立地回避区域にかからない白地部分を立地可能区域とする。

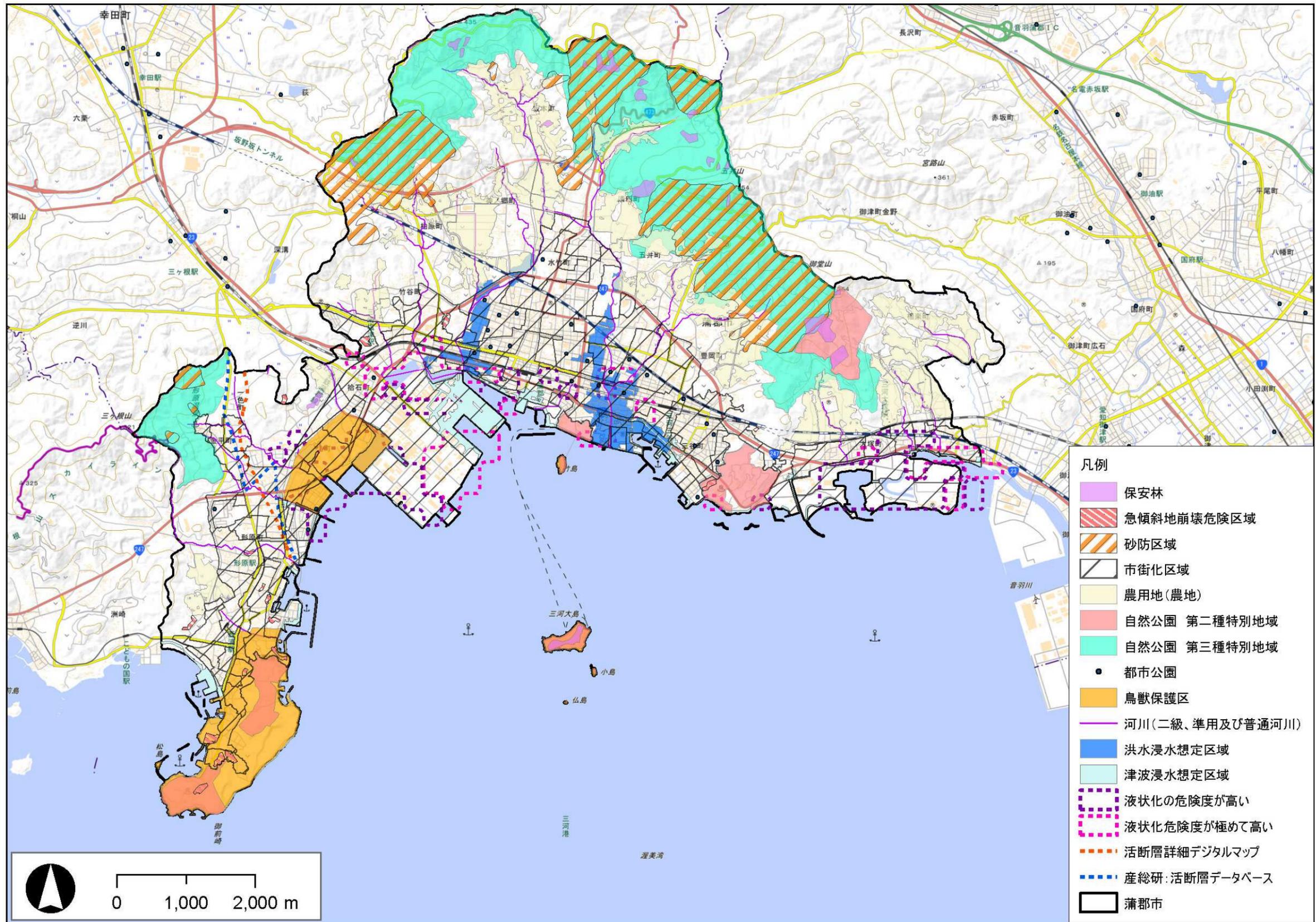


図 2-1 法規制区域等に基づく立地回避区域

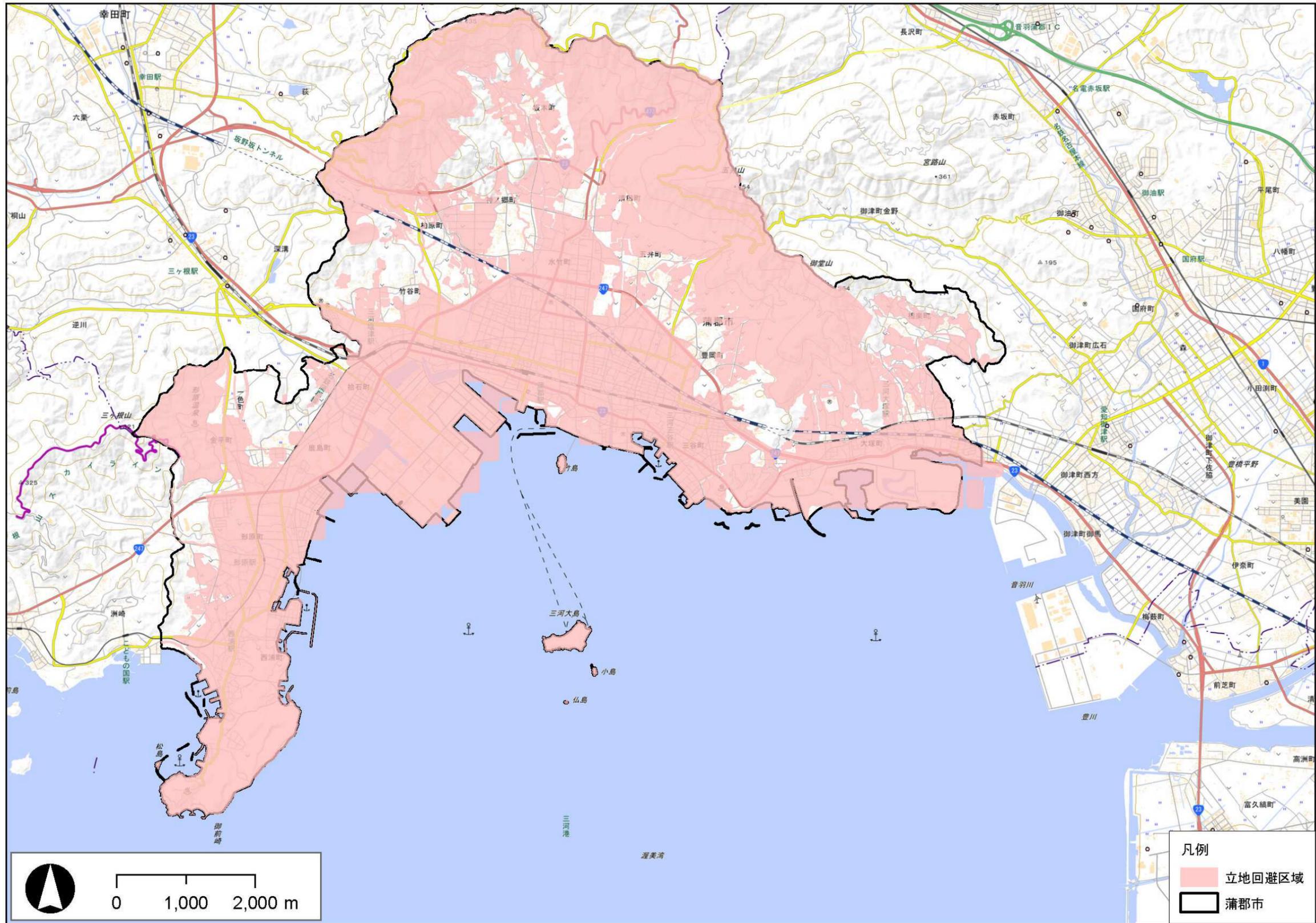


图 2-2 立地可能区域（蒲州市内白地部分）

## 第3章 候補地の抽出

---

立地可能区域に対して、面積及び地形やその他の立地条件を踏まえ、候補地の抽出を行う。

候補地の抽出にあたっては、図 2-2の立地可能区域に令和2年度に本市で抽出した候補地案を図 3-1に示すとともに、各候補地の詳細を図 3-1以降に示し、令和2年度に本市が行った候補地選定の内容との比較・検証を行う。

### 3.1 面積要件及び地形・その他立地条件

#### 3.1.1 面積要件

令和2年度候補地選定同様に、現一般廃棄物最終処分場（大塚町）の面積24,600 m<sup>2</sup>を要件の目安とする。

#### 3.1.2 地形・その他立地条件

##### (1) 地形条件の整理

最終処分場は山間部の谷や沢地形に建設される事例が多いことから、山間部の谷や沢地形を中心に候補地の抽出を行うものとした。また、その他に平坦部についても立地が可能なため、地形要件として取り入れるものとする。なお、候補地抽出後に各候補地の地形等について基盤地図情報の標高データを用いた地形判読を行い、整理している。

##### (2) その他の立地条件

地図上で視認できる建築物、湖沼、トンネル等の直上、及び、送電線の直下は最終処分場の建設を回避することが望ましいため、該当の施設がある場合は候補地として抽出しない。

### 3.2 令和2年度候補地との比較・検証

改めて、令和2年度候補地案（表 3-1）を図 2-2の立地可能区域上に落とし込んだ結果を図 3-1に示すが、令和2年度候補地案No. 7、No. 11については立地可能区域内であり、地形・その他立地条件を満たしている。令和2年度候補地案No. 6については農用地区域を解除することで候補地となり得るとしていたが、本検討では農用地区域を立地回避区域としたため、候補地から除外する。

なお、令和2年度に本市が行った候補地選定で候補地となり得るか検討した検討地11か所の内候補地（No. 6、No. 7、No. 11）を除いた検討地は立地可能区域内から外れている。

表 3-1 令和2年度候補地案

No.	所在地	立地可能区域 (区域内○or区域外×)	地形・その他立地条件 (満足○or満足していない×)
6	大塚町犬口地内	×（農用地該当）	○
7	三谷町原山地内	○	○
11	一色町大石山、東山地内	○	○

※令和2年度候補地選定で欠番の候補地（選定されなかった候補地）の詳細については資料編に示す。

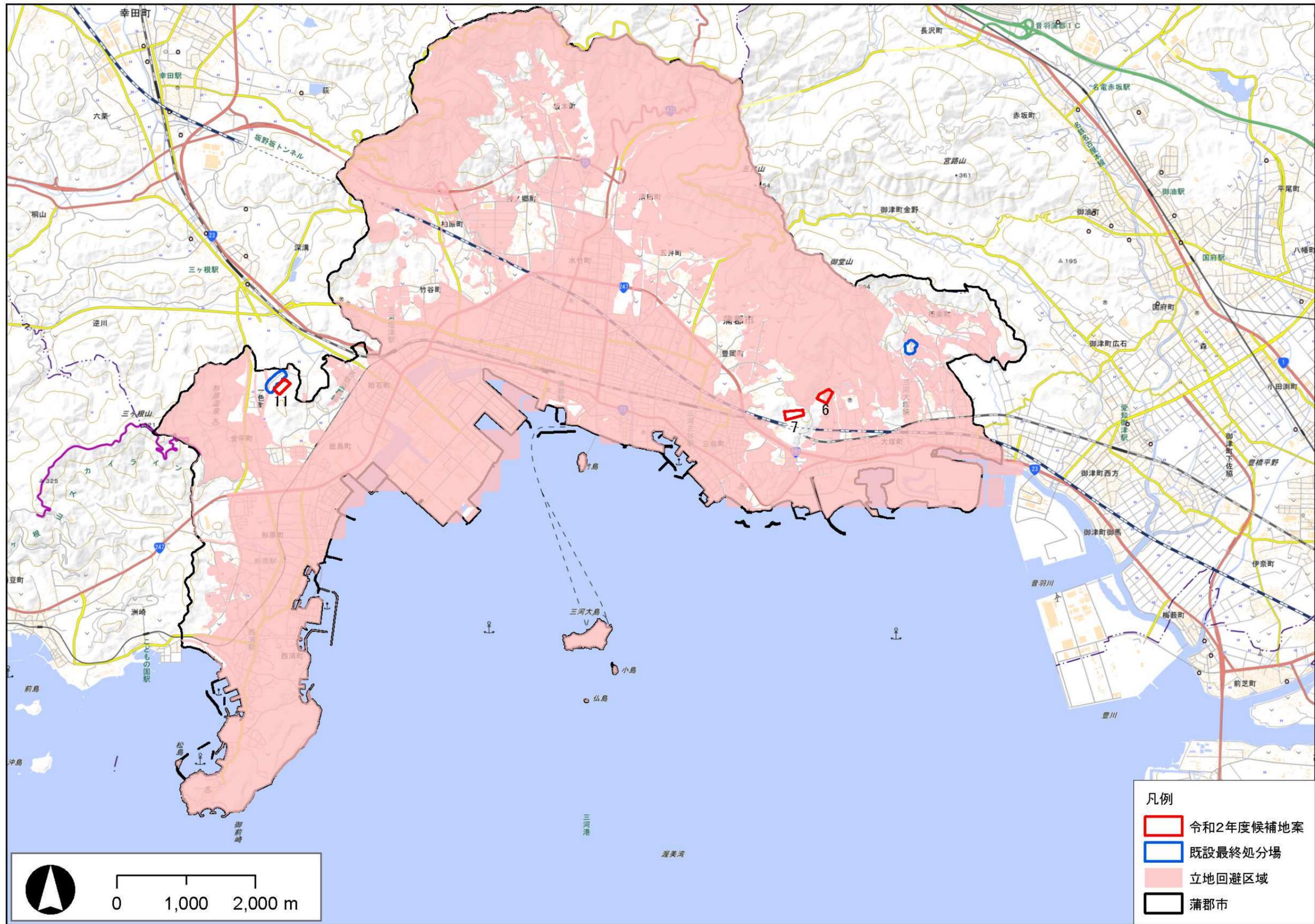
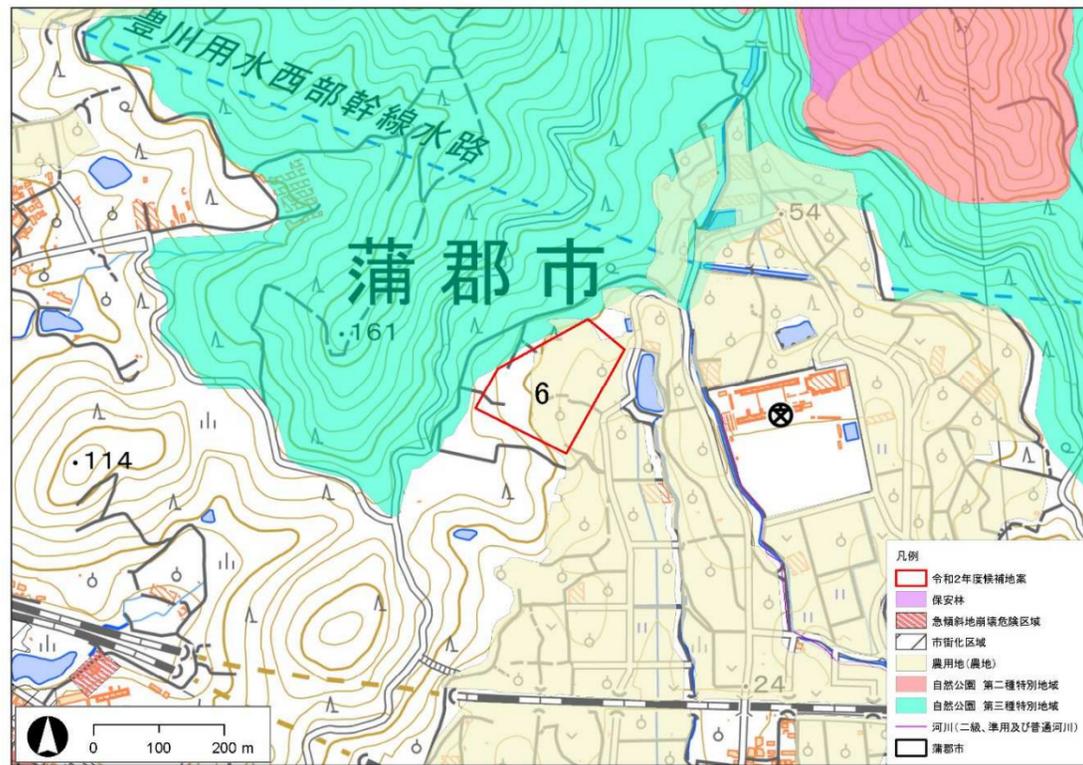
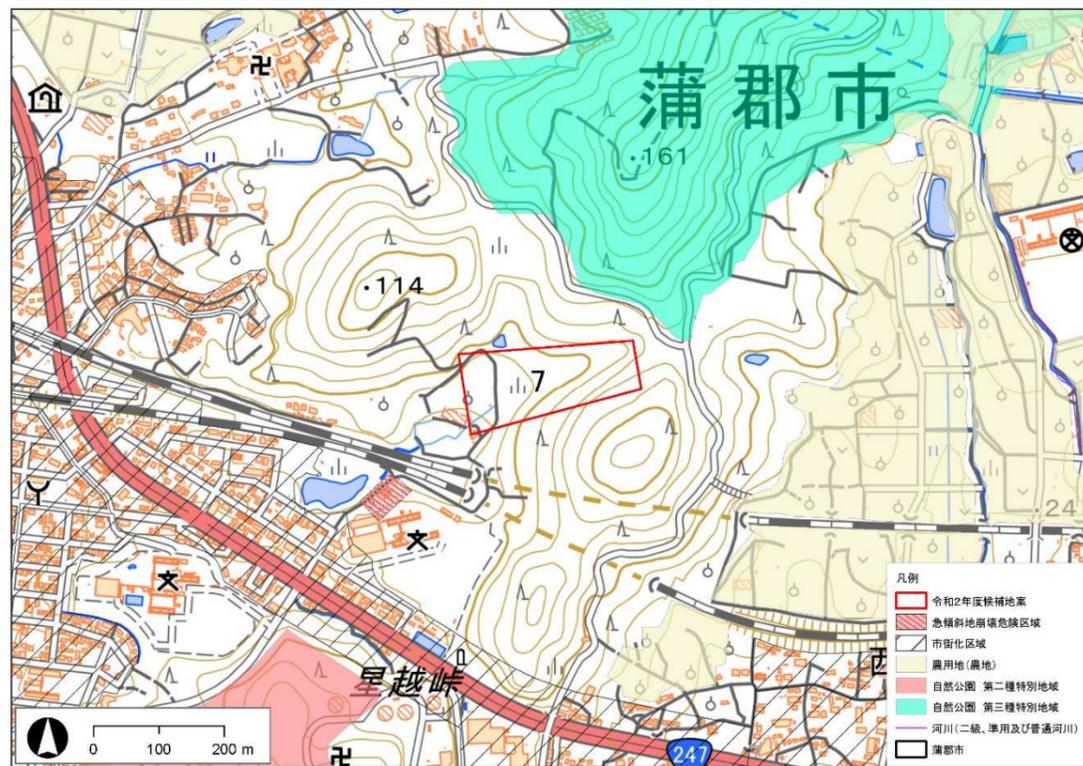


図 3-1 令和2年度選定候補地

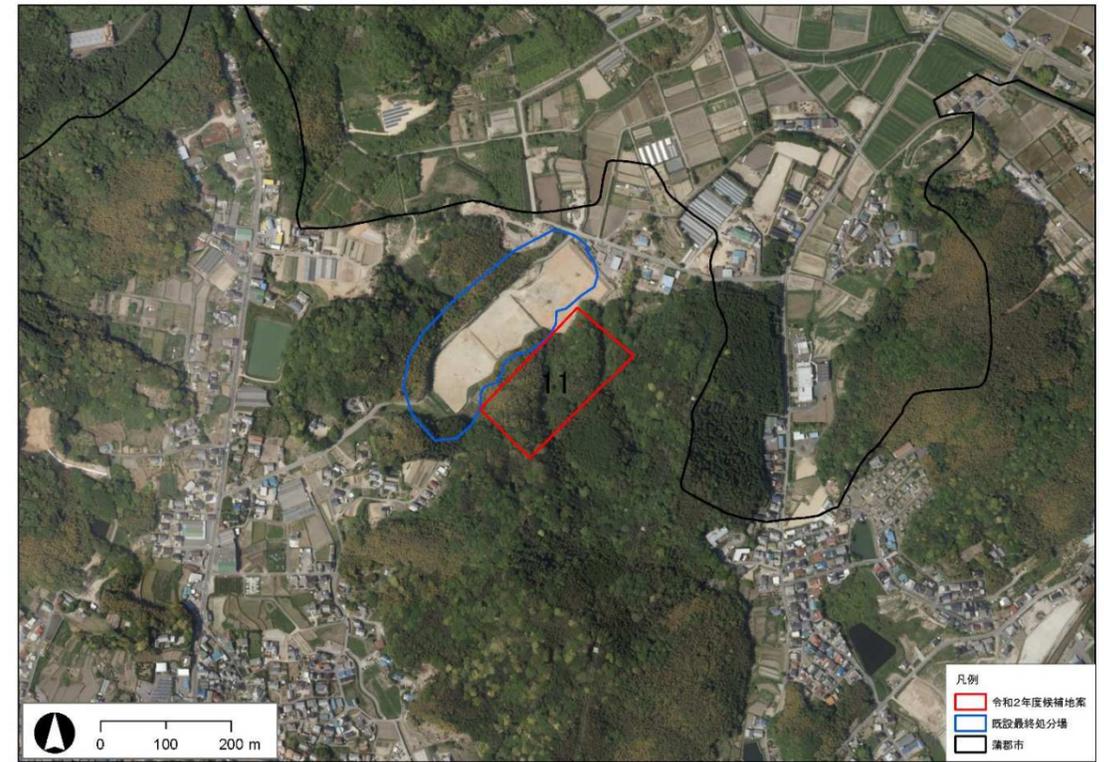
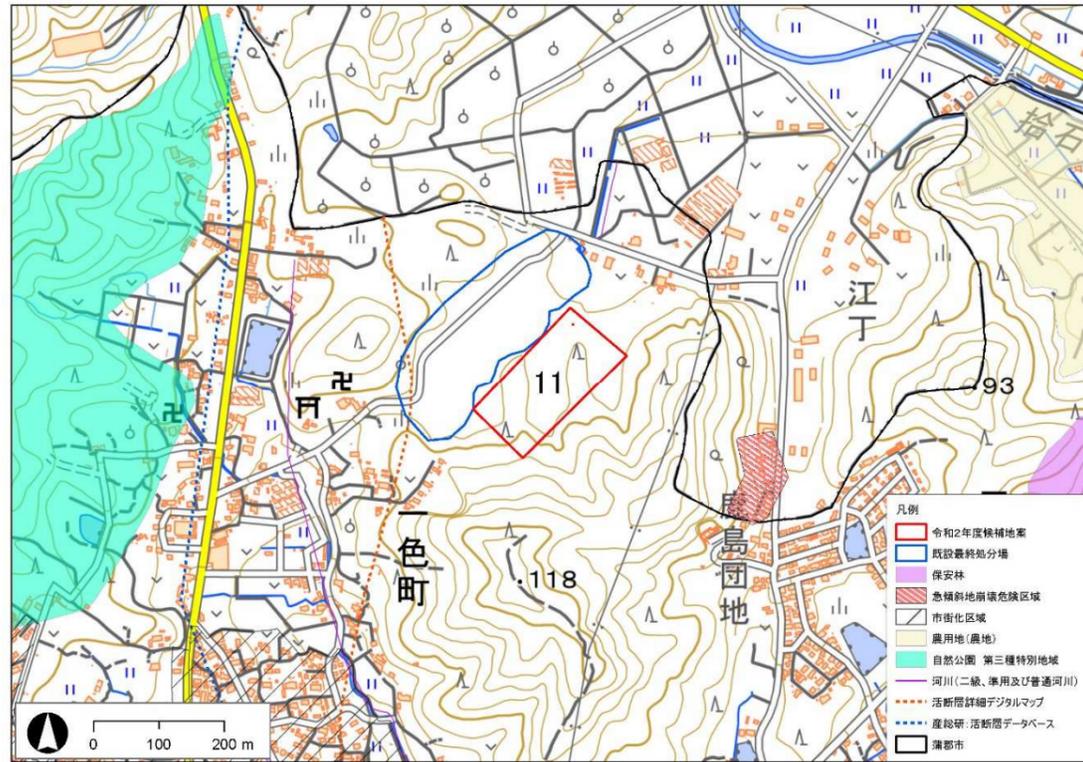
No.6 (大塚町犬口地内)



No.7 (三谷町原山地内)



No.11 (一色町大石山、東山地内)



### 3.3 候補地の抽出

本検討では地形・その他立地条件を満たし立地可能区域に位置する令和2年度候補地案のNo. 7（表 3-2 No. 1）、No. 11（表 3-2 No. 3）に加え、その他に地形・その他立地条件を満たし立地可能区域に位置するNo. 2を新たに候補地として抽出した。また、表 3-2の候補地を図 3-2に示し、各候補地の詳細を図 3-2以降に示す。

表 3-2 候補地

No.	令和2年度No.	所在地
1	7	三谷町原山地内
2	-	神ノ郷町高保炉、新林地内
3	11	一色町大石山、東山地内

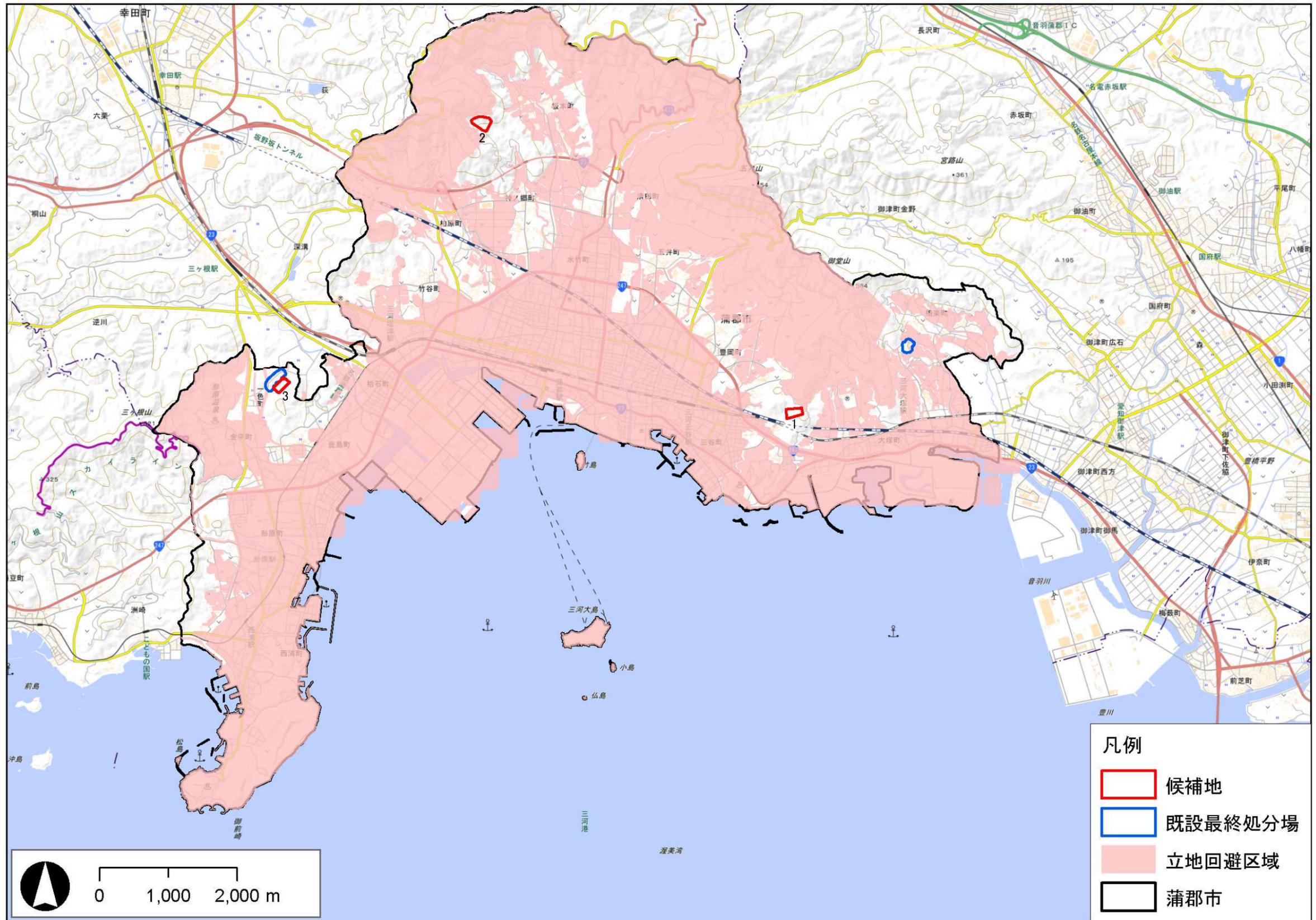
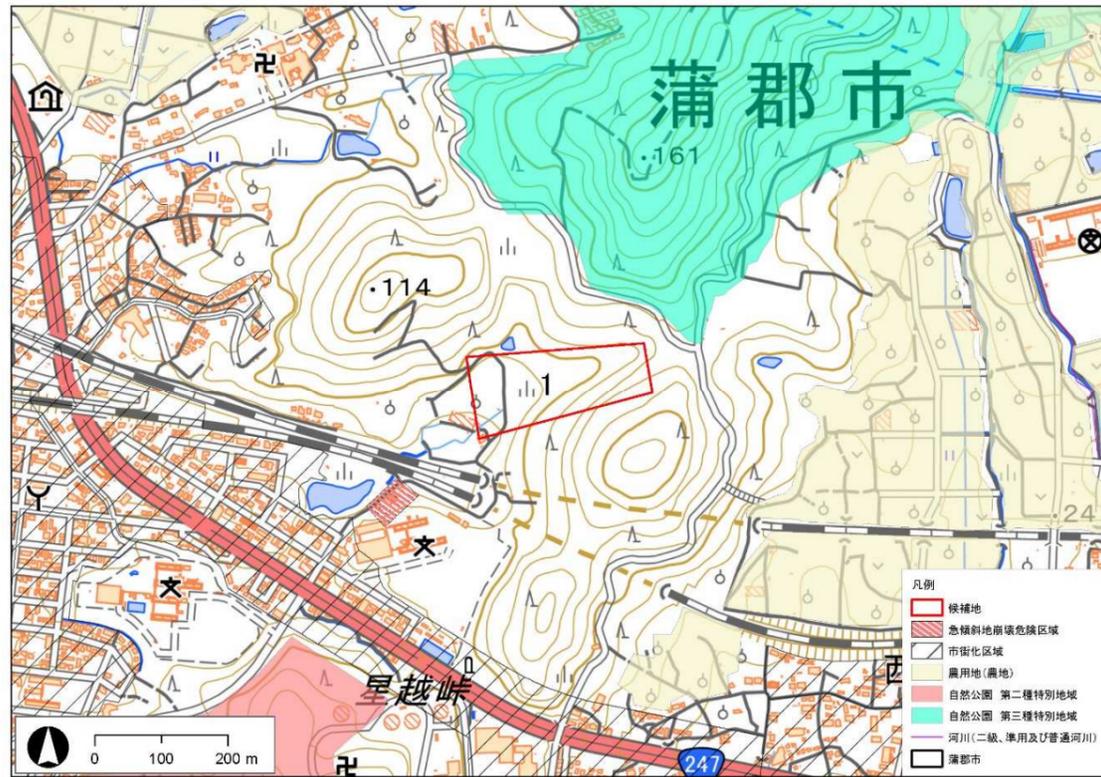
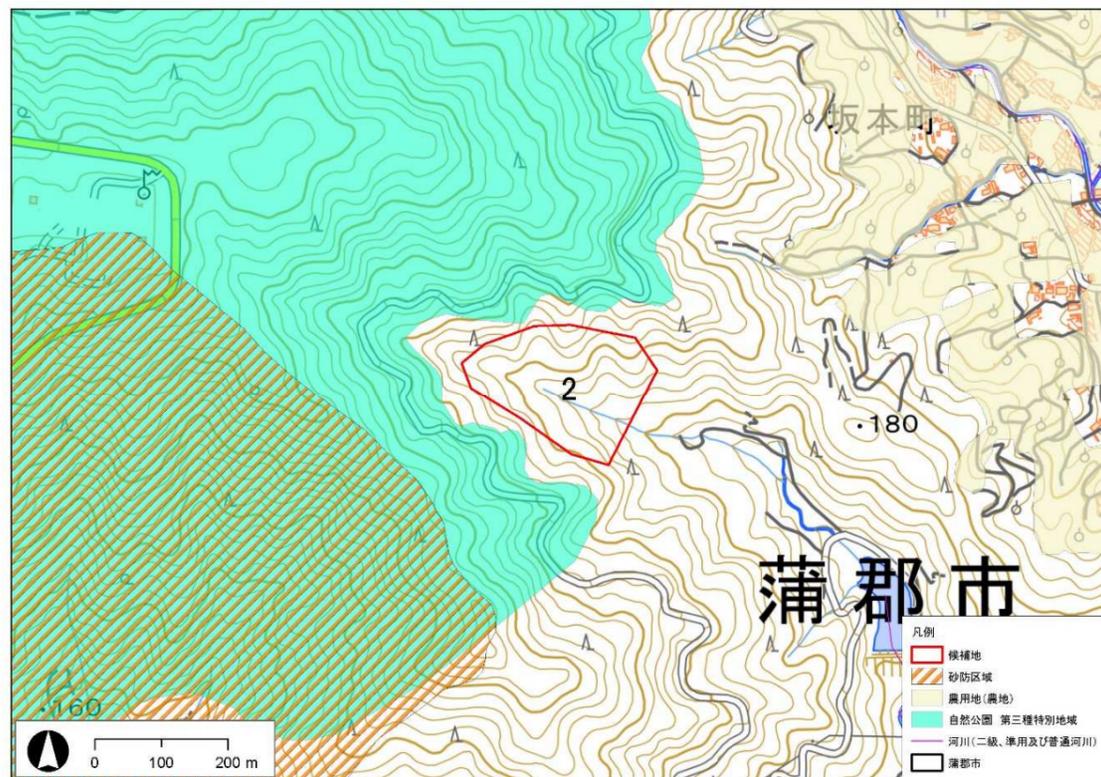


图 3-2 候補地

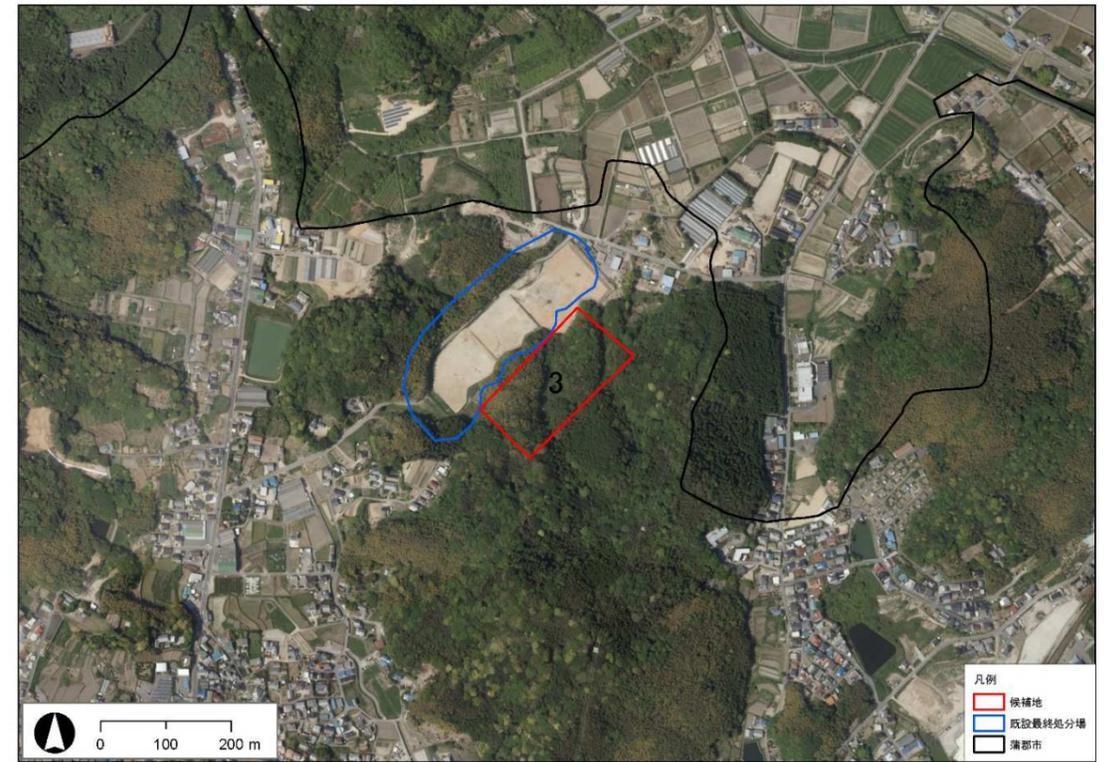
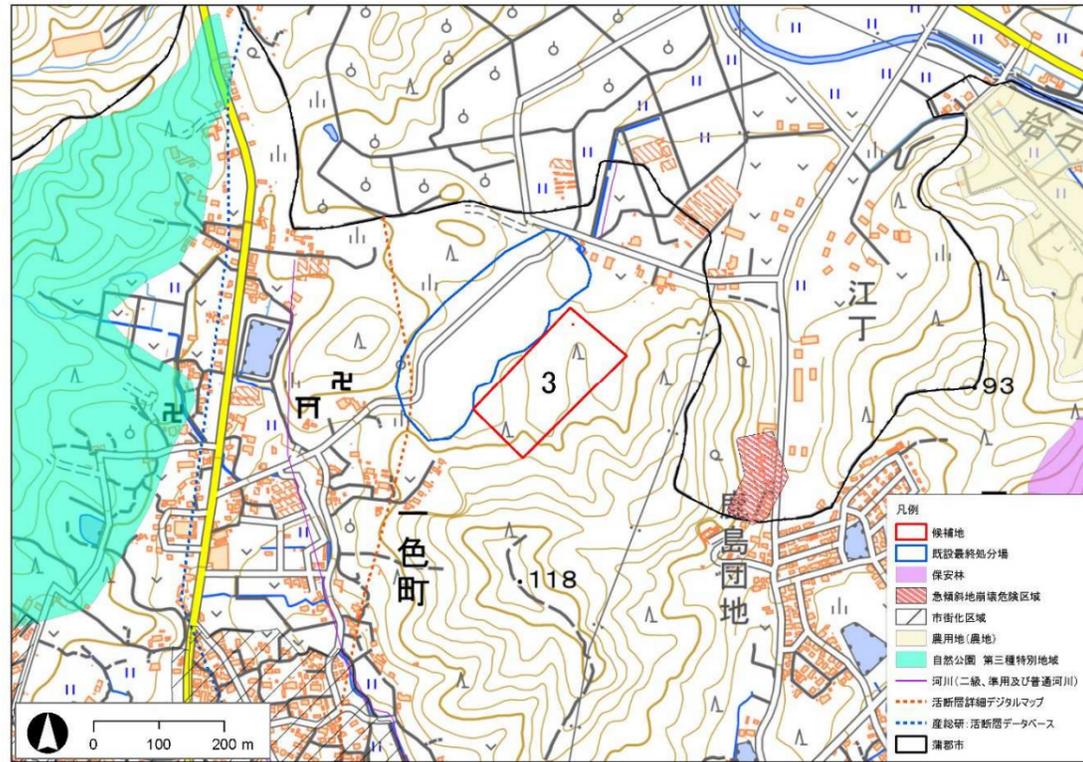
No.1 (三谷町原山地内)



No.2 (神ノ郷町高保炉、新林地内)



No.3 (一色町大石山、東山地内)



## 第4章 候補地の評価

### 4.1 評価項目

候補地（表 3-2）を自然条件、建設条件、社会条件、経済条件の4つの観点から、評価項目を設定し検討を行い、最終処分場を立地するに相応しい箇所であるかを評価方法に従って評価する。

各評価項目の設定の考え方は以下のとおり。

#### 4.1.1 自然条件

##### (1) 災害履歴（液状化）

液状化履歴図より過去に液状化が起こった場所を確認し、液状化が起こっていない候補地を高く評価する。

##### (2) 活断層との距離

活断層から300m\*離れた候補地を高く評価する。

\*「ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針（案），建設省河川局開発課，1984」より、ダム敷およびその周囲300m以内の区域が特に活断層の調査が必要な範囲とされているため。

##### (3) 豪雨時の土砂災害リスク

一般に、流域面積が大きい候補地は防災上のリスクがあることから、流域面積が小さい候補地を高く評価する。

##### (4) 水源・取水源までの距離

灌漑・生活用水等の取水口（農業用ため池）までの距離が1km\*以上離れている候補地を高く評価する。

\*土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改定第3版），Appendix1\_7において、「特定有害物質が第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）のときの「一定の範囲」の一般値は、概ね1,000mとする」とされているため、1,000mを採用した。ここでの「一定の範囲」とは汚染地下水が到達する可能性が高い範囲とされている。

#### 4.1.2 建設条件

##### (1) 運搬効率

運搬の効率性とCO<sub>2</sub>排出量の観点から、蒲郡市クリーンセンターからの距離と廃棄物排出量の積が小さい候補地を高く評価する。

##### (2) 道路拡幅の有無

直近の主要道路から候補地までの道路拡幅が可能な候補地を高く評価する。

\*道路の必要最低幅員は5.5m（道路構造令における道路区分第3種、第4級（2車線）の車道幅員5.5m）とする。

##### (3) 計画地内の私有地の確認

用地取得の観点から、候補地範囲内に存在する私有地の筆数が少ない候補地を高く評価する。

#### 4.1.3 社会条件

##### (1) 法規制等の該当状況

法規制等の解除や許可申請等の手続きが比較的容易な候補地を高く評価する。

##### (2) 社会的配慮が必要な施設等との距離

民家、店舗、学校、幼稚園、病院、介護施設等（民家等）までの距離が500m<sup>※1</sup>以上ある候補地を高く評価し、民家等までの距離が100m<sup>※2</sup>未満である候補地を低く評価する。

※1 ごみ焼却場等を都市計画決定する際の技術的計画標準（旧建設省通達 昭和35年）において、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場の位置については、「市街地及び将来市街化の予想される区域から500m以上離れた場所を選ぶこと」、「付近300m以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと」という留意事項が示されていた。（本通達はすでに廃止。現在の都市計画運用指針（国土交通省）には、具体的な離隔距離は明記されていない。）

※2 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）の中の、埋立作業機械及び施設の稼働による騒音の影響の候補地域として、「対象音源から発生する騒音が距離減衰式等により相当程度変化すると考えられる地域であって、人家等が存在する地域とし、敷地境界からおおむね100mまでの範囲とする」を参考に設定した。）

#### 4.1.4 経済条件

##### (1) 概算工事費

概算工事費が比較的安価な候補地を高く評価する。

## 4.2 候補地の評価方法

### 4.2.1 評価方法

各評価項目について以下に示す通り、◎、○、△による3段階の相対評価を基本とし、3段階による評価が困難な場合は◎、△による2段階評価を行う。

3段階評価	
【◎】	他候補地に比べて優れている
【○】	他候補地に比べて優劣がない
【△】	他候補地に比べて劣る
2段階評価	
【◎】	他候補地に比べて優れている
【△】	他候補地に比べて劣る

### 4.2.2 評価項目と配点

評価項目と配点を表 4-1 のように設定して評価を行う。

表 4-1 評価項目と配点

区分		評価の項目	配点
自然条件	ア	災害履歴（液状化）	10
	イ	活断層との距離	10
	ウ	豪雨時の土砂災害リスク	10
	エ	水源・取水源までの距離	10
建設条件	オ	運搬効率	10
	カ	道路拡幅の有無	10
	キ	計画地内の私有地の確認	10
社会条件	ク	法規制等の該当状況	10
	ケ	社会的配慮が必要な施設等との距離	10
経済条件	コ	概算工事費	10
合計			100

### 4.2.3 評価の点数化方法（案）

評価項目ごとの配点に、以下の配分率を乗じて評価点を算出する。

【◎】	評価項目ごとの配点×100.0%
【○】	評価項目ごとの配点× 66.7%（3分の2）
【△】	評価項目ごとの配点× 33.3%（3分の1）

#### 4.2.4 候補地の評価基準

候補地の評価基準は表 4-2～表 4-5のとおり設定する。

表 4-2 候補地の評価基準(自然条件)

区分	評価項目	配点	評価の基準
自然条件	ア	10	◎：過去に液状化が起きた履歴が確認できない ○：過去に液状化が起きた地点に隣接 △：過去に液状化が起きた地点に該当
	イ	10	◎：候補地から 300m 以上離れている △：候補地から 300m 未満
	ウ	10	◎：流域面積が全候補地の中で最も小さい ○：流域面積が全候補地の中で中間 △：流域面積が全候補地の中で最も大きい
	エ	10	◎：候補地から 1km 以内の下流には農業用ため池が存在しない △：候補地から 1km 以内の下流に農業用ため池が存在する

表 4-3 候補地の評価基準(建設条件)

区分	評価項目	配点	評価の基準
建設条件	オ	10	◎：運搬効率が他の候補地に比べ高い ○：運搬効率が他の候補地に比べ優劣がつかない △：運搬効率が他の候補地に比べ低い
	カ	10	◎：道路拡幅が可能 △：道路拡幅が困難
	キ	10	◎：計画地内の私有地の数が全候補地の中で最も少ない ○：計画地内の私有地の数が全候補地の中で中間 △：計画地内の私有地の数が全候補地の中で最も多い

表 4-4 候補地の評価基準(社会条件)

区分		評価項目	配点	評価の基準
社会条件	ク	法規制等の該当状況	10	◎:地域森林計画対象民有林以外の法規制等が該当しない ○:地域森林計画対象民有林以外に許可申請等の手続きが必要な法規制等が該当しない △:地域森林計画対象民有林及び許可申請等が必要な法規制等が該当
	ケ	社会的配慮が必要な施設等との距離	10	◎:敷地境界から最も近い民家等までの距離が原則として500m以上 ○:敷地境界から最も近い民家等までの距離が原則として100m以上500m未満 △:敷地境界から最も近い民家等までの距離が原則として100m未満

表 4-5 候補地の評価基準(経済条件)

区分	No.	評価項目	配点	評価の基準
経済条件	コ	概算工事費	10	◎:概算工事費が全候補地の中で最も安価 ○:概算工事費が全候補地の中で中間 △:概算工事費が全候補地の中で最も高価

## 第5章 最終候補地の選定

第4章の評価項目・方法・基準により、第3章で抽出した候補地の評価を行った。その結果を表5-1に示す。また、各評価の根拠資料は資料編に示す。

### 5.1 評価結果

#### 5.1.1 自然条件

自然条件における各候補地の評価の点数は、候補地No.1が33.3点、No.3が30.0点、No.2が26.7点となり、No.1が最も高い結果となった。これはNo.1が水源・取水源までの距離以外の他の全ての自然条件における評価結果が他候補地に比べ優れているためである。

No.2は水源・取水源に近いことに加え、集水面積が大きいことにより自然条件においては評価結果が最も低い。

No.3は水源・取水源までの距離については優れているが、活断層との距離が近く、流域面積がNo.1よりも大きいため評価が比較して低い。

#### 5.1.2 建設条件

建設条件における各候補地の評価の点数は、候補地No.3が26.7点、No.1が20.0点、No.2が13.3点となり、No.3が最も高い結果となった。

No.3は運搬効率が他に比べ高く、道路幅幅が可能であるため、評価が最も高い。

No.1は道路の幅幅が困難であるが、私有地の数が少ないのに対し、No.2は私有地の数が多く、道路の幅幅が困難であるため評価が最も低い。

#### 5.1.3 社会条件

社会条件における各候補地の評価の点数は、候補地No.2、No.3が13.3点、No.1が6.7点となり、候補地No.2、No.3の点数が同じとなった。

No.3は地域森林計画対象民有林以外の法規制等が該当しないという点でNo.2よりも優れているが、民家までの距離が近いという点でNo.2よりも劣っているため、点数が同じとなった。

No.1については、地域対象計画民有林以外にも自然公園普通地域が該当しており、民家までの距離も近い。

#### 5.1.4 経済条件

経済条件における各候補地の評価の点数は、候補地No.3が10.0点、No.1が6.7点、No.2が3.3点となり、No.3が最も概算工事費の評価が高く、No.2が最も概算工事費の評価が低い結果となった。

### 5.2 総合的な評価

5.1.1～5.1.4より、No.1は自然条件については他の候補地に比べ最も優れているが、建設条件及び社会条件において他の候補地に劣る。No.2は突出して優れた条件がなく、建設条件及び経済条件が他の候補地よりも劣っている。しかし、No.3は自然条件において他の候補地に劣るが、建設条件及び経済条件の2つの条件において他の候補地よりも優れている。

また、全条件の評価点の合計をみても候補地No.1が66.7点、No.2が56.6点、No.3が80.0点となり、候補地No.3が最も点数が高い結果となった。

以上より候補地No. 3を最終候補地とする。

### 5.3 留意点

#### 5.3.1 断層・活断層の調査及び対策

「今泉俊文・宮内崇裕・堤浩之・中田高, 活断層詳細デジタルマップ新編, 東京大学出版会, 2018.」によると、候補地No. 3より約100mに深溝断層（活断層）があると推定されている。また、こうした活断層は、位置や活動時期などその詳細を正確に把握することは困難であるが、今後の地質調査においてその影響を把握する必要がある、地質調査結果を踏まえ、設計・計画時には対策方法を検討することも必要である。

#### 5.3.2 周辺民家への配慮

直近民家までの距離が近い、計画・設計・施工時の周辺民家への配慮が必要である。

表 5-1 評価結果

区分	評価項目	配点	評価の基準	評価結果								
				1		2		3				
自然条件	ア 災害履歴（液状化）	10	◎：過去に液状化が起きた履歴が確認できない ○：過去に液状化が起きた地点に隣接 △：過去に液状化が起きた地点に該当	履歴なし	◎	10.00	履歴なし	◎	10.00	履歴なし	◎	10.00
	イ 活断層との距離	10	◎：候補地から300m以上離れている △：候補地から300m未満	300m以上	◎	10.00	300m以上	◎	10.00	約100m	△	3.33
	ウ 豪雨時の土砂災害リスク	10	◎：流域面積が全候補地の中で最も小さい ○：流域面積が全候補地の中で中間 △：流域面積が全候補地の中で最も大きい	流域面積5.6ha	◎	10.00	流域面積23.7ha	△	3.33	流域面積8.1ha	○	6.67
	エ 水源・取水源までの距離	10	◎：候補地から1km以内の下流には農業用ため池が存在しない △：候補地から1km以内の下流に農業用ため池が存在する	候補地から1km以内の下流に農業用ため池が存在する	△	3.33	候補地から1km以内の下流に農業用ため池が存在する	△	3.33	候補地から1km以内の下流には農業用ため池が存在しない	◎	10.00
小計		40				33.3			26.7			30.0
建設条件	オ 運搬効率	10	◎：運搬効率が他の候補地に比べ高い ○：運搬効率が他の候補地に比べ優劣がつかない △：運搬効率が他の候補地に比べ低い	30,416 (t・km/年)	○	6.67	31,950 (t・km/年)	○	6.67	10,480 (t・km/年)	◎	10.00
	カ 道路拡幅の有無	10	◎：道路拡幅が可能 △：道路拡幅が困難	拡幅困難	△	3.33	拡幅困難	△	3.33	道路拡幅が可能	◎	10.00
	キ 計画地内の私有地の確認	10	◎：計画地内の私有地の数が全候補地の中で最も少ない ○：計画地内の私有地の数が全候補地の中で中間 △：計画地内の私有地の数が全候補地の中で最も多い	私有地の数18	◎	10.00	私有地の数166	△	3.33	私有地の数73	○	6.67
小計		30				20.0			13.3			26.7
社会条件	ク 法規制等の該当状況	10	◎：地域森林計画対象民有林以外の法規制等が該当しない ○：地域森林計画対象民有林以外に許可申請等の手続きが必要な法規制等が該当しない △：地域森林計画対象民有林及び許可申請等が必要な法規制等が該当	自然公園普通地域、地域森林計画対象民有林が該当	△	3.33	地域森林計画対象民有林、土石流危険渓流が該当	○	6.67	地域森林計画対象民有林が該当	◎	10.00
	ケ 社会的配慮が必要な施設等との距離	10	◎：敷地境界から最も近い民家等までの距離が原則として500m以上 ○：敷地境界から最も近い民家等までの距離が原則として100m以上500m未満 △：敷地境界から最も近い民家等までの距離が原則として100m未満	37m	△	3.33	448m	○	6.67	88m	△	3.33
小計		20				6.7			13.3			13.3
経済条件	コ 概算工事費	10	◎：概算工事費が全候補地の中で最も安価 ○：概算工事費が全候補地の中で中間 △：概算工事費が全候補地の中で最も高価	約1,415 百万円	○	6.67	約3,081 百万円	△	3.33	約1,160 百万円	◎	10.00
合計		100				66.7			56.6			80.0